

環境影響評価技術審査会議事録

日時 平成20年11月5日(金)

午前10時から正午まで

場所 県行政庁舎11階第二会議室

1 開 会 司会(大内副参事) (略)

2 あいさつ (小泉環境生活部次長) (略)

3 審議事項

(1) 新仙台火力発電所リブレース計画について

事務局説明(高橋主任)(略)

質疑応答

【菊池会長】

質疑に入りますが、その前に参考人に出席いただいておりますので、事務局から参考人を紹介いたします。

【事務局】

それでは参考人をご紹介します。

事業者であります東北電力株式会社、環境部、塚本俊朗様です。

同じく環境部、門脇忠夫様です。

同じく火力部、竹内善行様です。

同じく火力部、恩田徳雄様です。

同じく火力部、古川彦松様です。

同じく土木建築部、和田宙司様です。

【菊池会長】

それでは質疑に入りたいと思います。何かございますか。

【由井委員】

前は、天然ガスを新潟からパイプラインで引いてくるということでしたが、今回は燃料を陸揚げするということです。直接は関係ありませんが、先ほどあいさつにもありましたが、地球環境問題が重要になってきているということでお聞きしますが、今回の天然ガスはどちらからもってくるのでしょうか。

【参考人】

元々は日本海にある日本海LNGにて陸揚げして持ってくる訳ですが、マレーシア、インドネシア、カタールなどから陸揚げし、それを日本海LNGにより太平洋側から陸揚げするということで、一部船を考えております。

【由井委員】

前回と変わらないということですか。

【参考人】

行先が変わるということでございます。

【由井委員】

それで方法書の172頁を見ましたら鳥獣保護区になっている訳ですが、海域運搬の接岸頻度はどのくらいなのでしょう。

【参考人】

年間10隻ほどです。LNG船がだいぶ大きくなっており、新仙台火力発電所で使用する燃料を考えるとそのくらいです。

【由井委員】

電力に需要がございますが、繁忙期というか接岸が多い時期はいつ頃なのでしょう。

【参考人】

需要は一概に言えないのですが、一般的に言えることは電気の需要が大きいのは夏ですので、夏の前となる訳ですが、間隔が詰まるだけで量は多くならないと思います。

【由井委員】

仙台港を往来する船のほうが多いと思いますので、10回増えてもそれにより増加するという事はないと思いますが、ここは鳥獣保護区として昔コクガンとか有名な鳥がいましたので、それは事実として、今は影響がないということを経済生態系により記述する必要があります。

【木村委員】

概要版の29頁、水環境のところでも伺います。水質のところのCODが6測定点のうち4測定点が適合しているということですが、何が原因なのかということをお教えいただければと思います。

【参考人】

本編の3-34頁ですが、環境基準に適合しないところはAタイプの海域となっています。

【菊池会長】

何か特別な事情とかありますか。

【参考人】

辺りと変わりはないのですが、基準が厳しいということです。

【菊池会長】

海水浴場の前なのですがよろしいですか。

【菊池会長】

概要版の23頁に残土のことが書いておられて、構内で有効利用し残ったものはどこかに運搬すると書いてありますが、どのくらいの量というのはまだはっきりしないと思いますが、土が残りそうということなのでしょう。これはどのような事情なのでしょう。

【参考人】

残土については基礎の設計が固まった時点で具体的な残土量が算定されるということで、現時点でどのくらい出るか、またはどのくらい有効利用できるかについてはまだわかりません。基本的には構内で有効利用できるものは利用し、できないものは他に運搬する考え方となっています。

【菊池会長】

土を掘る工事はどのくらい考えられているのでしょうか。

【参考人】

土木工事により掘った上で埋め戻しを行うので、全てが残土として残りません。それで発生した残土についても、構内で盛土などに有効利用できれば構内処理いたしますし、構内で使えなければ外に出す形となります。

【松山副会長】

先ほどのLNGタンカーの容量というのはどのくらいなのか。

【参考人】

タンカーの容量は様々ございますけれども、今考えているのは容積で12万5千m³から13万5千m³位となります。

【松山副会長】

そのような船がバースに接岸する訳ですが、LNGタンクが地上型ということですが何基ぐらい計画されているのでしょうか。

【参考人】

計画では3個を2基想定しております。

【松山副会長】

一つの容量はどのくらいなのでしょうか。

【参考人】

一つの容量につきましては、これから詳細の検討をいたしますが、計画では16万m³程度となっています。

【松山副会長】

東北電力さんのようにリスクマネージメントを2系統で行っている電力会社で、他に行っているところはありますか。

【参考人】

例えば東京電力だと燃料基地を2か所あるいは3か所持っていてパイプラインでつないでリスク管理している状況です。

【松山副会長】

それで地上のタンクの高さはどのくらいになりますか。

【参考人】

メーカーによって変わりますので一概に言えないですが、おおよそ40mくらいです。

【松山副会長】

煙突の半分くらいですか

【参考人】

煙突の1/2.5です。

【菊池会長】

2号機は23年度に廃止と書いてあって、3号機が稼働するのが28年と5年間の空白があり

ますが、2号機の60万kwは、3号機が稼働しないまま5年間も止めるというものでしょうか。

【参考人】

そのとおりでございます。

(2)(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業について

事務局説明(大倉班長)(略)

質疑応答

【菊池会長】

それでは、質疑応答に入りたいと思います。ただいま説明いただいた内容について何かありますでしょうか。

【由井委員】

この地域で工事をする場合に遺跡などある場合は環境アセスではないところで処理するのでしょうか。あるいは遺跡などないということでしょうか。

【事業者】

恐れ入りますが、方法書の114ページをご覧くださいませでしょうか。

113ページからでございます。ここに文献調査のレベルでございますが、周知の埋蔵文化財の情報を載せてございます。1番から7番までが今回の事業実施区域に含まれておりまして、具体的な場所は114ページに示してございます。

なお、これらの発掘調査につきましては、富谷町さんと協議をさせていただきながら、調査を行い、記録保存に努めるという方向で今、調整をさせていただいているところでございます。

【由井委員】

現在の段階では、工事をやらないというところまで優れた遺跡はなさそうだという予想は。

【事業者】

それも含めて今協議をさせていただいております。

【菊池会長】

これは工事予定地域全体の調査を含んでいるのですか。

【事業者】

全体の調査を今年の秋から宮城県の文化財保護課さんと町の教育委員会のメンバーで、葉の落ちた時から来年の春にかけて全体を調査するというので、協議を進めているもので、県と町の了解は得られております。

【菊池会長】

そうするとその調査が済めば、この図はもう少しかわる可能性があるわけですね。

【事業者】

調査結果によって、この文献調査で調書にも出ておりますけれども、全体像が明らかに絞り込まれるものと予想されます。

【由井委員】

もう一つですけれども、事業そのものに関わるというわけではないのですが、ここが第二期北土地区画ということですから、第一期もあったことでしょうし、南もあったでしょうし、ここは富谷町ですけれども、この周辺でたくさんの事業をこれまでもやってきたと思います。

それで、仙台市に係るところは緑の回廊の構想図のようなものがありますけれども、この富谷町には無いと思うのですが、いずれその仙台周辺の生態系保全の観点からしますと全体的な配置計画があって、どのように計画を詰めようとしているかという構想のようなものが需要で、この委員会でも前から何度も検討してきました。そういうことから宮城県のアセス条例にも、近傍で行う類似事業等の関連性も検討する必要性が条文に入っていると思いますので、次回までに周辺で本アセス委員会の発足以来開発されてきた事業区域と現在未着工かこれから予定のある区域の図を、これは事務局側だと思いますが、用意していただいて、それで本区域の事業が生態系に及ぼす全体的な影響があるかないかを、大局的な見地から、事業者側は迷惑かと思いますが、そういうところから見ていけないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

【菊池会長】

こういう議論は何回もここで、繰り返されてはいるのですが、県の環境基本計画で県の全体の線引き等は一体どうなっているのかと、県全体というと大枠は公表されているのですが、具体的にこういう場所ではどうなのか、どんな開発の枠組みというか、ここは開発を認めるとか認めないとかそういう線引きの資料というのはあまり見てないように思うのですよ。その辺のところをもう少し全体像が分かるような資料を、事業者さんとは別の話ですけれども、お示しいただけると。一つ一つの案件についての審査しかしてないものですから、それらが積み重なってくると全体としてどういう影響になってくるのかというのを何回もこういう話がでておりますので、もう少し考えていただければと思います。

【事務局】

ただいま会長から言われた事は環境行政にとっても大変大きな課題の一つではあると思います。

ただ振り返ってみますと、大きな地域の開発ビジョンというものが、例えばこの地域ですと仙台北部中間都市構想というのが一番背後にありましたけれども、その後、仙台北部テクノポリス構想など、そういうものをベースにしながらも、そのあとの社会情勢の変化で個別に、例えば、レクリエーション施設やゴルフ場などが結構あるのですか、それを全体のランドデザイン的なもので議論したかというとしてこなかったのですよ。なかなかそれが技術的にも非常に難しいというようなこともございますので、そういう意味ではご指摘のもっと大きなビジョンといいますが、方向性みたいなものを何かで検討する場が必要かと思います。今回のようなアセスで検討するのではなく、県の何らかの場所で検討する時期には来ているのではないかという感じはしておりますが、今すぐにはなかなか難しいと思います。

【菊池会長】

環境審議会などでも少し前に総量規制のような考え方で量的にプランニングしていこうというのがありましたが、あれは抽象的な総量規制であって具体的な地図の上に落とされた形になっ

てないですよ、ですからその辺でなかなか議論が進まなくて、いつもこう消化不良になってしまう。

【松山副会長】

同じようなことになるかもしれませんが、県で今まで扱ってきた案件の足跡をきちっとデータとして出していただくということで、先ほど由井先生がおっしゃったように国道4号線沿いや泉パークタウンなど、これから最後の事後報告の処理もあるようですが、やはり全体の案件の中で今、対象に出てきたこの空間がどういう関わりをもっているのかというのをお互いに確認したものが今いう方向性、あり方みたいなものが背景に出てくるのではないかと思います。今までの開発行為があつてこのページに載ったものの宮城県分ではないとその足跡が出てくることでだいぶイメージが違ってくるのではないかと思いますので、揃えていただければ非常にありがたいと思います。

【事務局】

それは次回の審査会までにご用意したいと思います。

【菊池会長】

ではよろしくお願ひしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

【西條委員】

環境影響評価項目の中で地形及び地質に関して重要な地形地質が存在していないため選定しないという説明だったのですが、重要な地形地質の判断基準は何でしょうか。

【事業者】

恐れ入りますが方法書の49ページをご覧くださいと思います。4番の調査方法のところでございます。今回の判断基準としましてそこがございます土地分類基本調査、それから日本の地形レッドデータブック、これらに基づいて重要な地形地質を調べ今回の対象事業実施区域にはそういったものがないということを確認致しました。

【西條委員】

それでですけども、今ご指摘があつた文献を基にそういった判断をされたということなのですが、確かにこの地域地形的には丘陵地ですので割とどこにでもある地形という風には言えると思うのですが、先ほどの議論とも絡むと思うのですが、この丘陵地も宅地の開発ですとかそういった形で随分開発は進んできているという状況にあると思います。

こういった周辺の丘陵地の開発も併せて考えた場合に、レッドデータ載っていないというだけで重要でないというように言ってしまうと良いのかというところを、率直に言ひまして、多少疑問を感じるところもあります。

それでレッドデータの考え方なのですが、地形地質の場合は、生物と視点が違うと思うのですが、レッドデータをどのように理解して考えていくかといった点について、レッドデータに載っていないから重要でないというだけで本当にいいのでしょうか。

でも、これを言ひ出したら何もできないことになるのですが、ここで先ほど出た議論とも併せて一つの問題意識というか意見として申し上げておきます。

【事業者】

ご指導ありがとうございます。そういった意味ではレッドデータ又は文献に無くても実際入れば重要な地形、または動植物でもよく文献にはないけど実際行ってみたら居たというのは多くあると思います。そういった意味では122、123ページでマトリックスの一覧表がございますが、ここで重要な地形及び地質これは下向きの三角で参考項目には載っていますが、上向きの三角、いわゆる現地調査をさせていただいて、その段階でも重要なものについてなければ評価の対象とはしない、そういう項目にさせていただければと思います。そういった意味で今ご指摘いただきましたように現地踏査をするという項目にさせていただければと思いますが。

【菊地会長】

それではよろしくをお願いします。

【斎藤委員】

お伺いいたしますが、現段階では誘致が決まってないということですが、県の方でもいろいろ工場誘致とか考えてらっしゃるし、前もこういうのが出ましたので、たぶん決まるだろうとは思いますが、この7ページのきれいな図を見ていて、中の緑が全部消えるというのは、宮城県のために工場が来るのはいいのだけれども、やはり環境からいうとすごく惜しいような気がします。それで25%くらい緑地を残すということですが、どういう業種が入るかで中の計画も変わってくると思います。ですが、ここで言えないけれどもだいたい決まっているのかもしれないのですが、一番の懸念というのは経済がこういう状態で、そのつもりで工事が始まったけれども、というのが今までも住宅団地があったりしましたので、そういう点をせっかく緑の山林を造成していくので、ある程度もう少し将来的なこともお示しいただければ納得いくと思ひ質問させていただきます。

【菊地会長】

いずれ、進出企業は決まるのでしょうか、それはいつ頃を予定しているのでしょうか。実際に事業が始まるまでには決まることですね。でないと、アセス自体、例えば大気汚染の予測というのは発生源が決まらないと予測ができないわけですから、いずれは決まると、それはいつ頃に予定されているのですか。来年度には工事も始まるということですが。

【事業者】

お答えさせていただきます。本当にこれ以上の情報はないと承っております。ですから、内々で話をしているとかそういう企業はまだないと伺っております。今のところ全体の事業計画でいけば来年の2月ぐらいまでには何とか誘致企業を探して、それからその間いろいろ準備をしていて、実際、今、先生がおっしゃいましたように、環境アセスの準備書をまとめる段階ではある程度企業が決まっていないと予測評価ができません。従って、2月ぐらいまでに決まって概略の基本設計・基本計画ぐらいがまとまれば、我々もそのまま準備書の作成に入れると思っております。ただこの辺は相手があることですので今後の展開でちょっと前後するかとは思いますが、よろしいでしょうか。

【松山副会長】

今のことで誤解だったのですけれども、事業者としては角度をあげたいと、これから、そういう取り組みだと理解いたしました。で14ページ15ページで専門ではないのですが、ずいぶん盛土が多いなという感じがします。盛土部分が随分あって、宮城県では盛土部分が多いと

かなり地震時には弱いということが当たり前のことなのですけれども、これはエレベーションが59で、どのくらいが一番厚いところで盛るのかというのがお聞きしたかったのですけれども。15ページでいくとBB断面が一番大きいですね。その色の違うところが盛るということは理解しました。かなり盛るのであれば基礎もしっかりしなければいけないという感じはしました。

【事業者】

恐れ入りますが、13ページをご覧いただきたいと思います。13ページに一応切り盛りの記述がございます。切土盛土最大で35mを予定しております。なお、今、先生からご指摘のありましたように切盛土量が今の計画では900万m³ございまして、ちょっと大きく感じております。ただ、この辺はまだあくまで今の計画でございまして誘致企業によってまた変わってくることもあるかと思えます。

【菊池会長】

ありがとうございました。その他にご意見ございませんでしょうか。

【松山副会長】

先ほどのこととも関係するのですけれども、この広大な面積を一枚宅盤ということで、これ誘致されるまではどういう状態にしておくのですか。表面をどのように維持していくのでしょうか。

【事業者】

今、ご指摘の一枚宅盤10ページの広大な1枚盤の計画を載せておりますけれども、造成して企業を待つというスタンスではなくて、企業を見つけてそれから着手するというつもりですので、造成をいったん終わって、裸地のまま放置するということはございません。

【松山副会長】

そうしますと企業が決まらなければどうなるのですか。この方法書が進んでいく過程でもし決まらなかったら破綻ということになるのでしょうか。

【事業者】

いや破綻ということは手前ども全然考えておりません。

昨今のこの景気で企業の設備投資も沈みがちだとは思いますが、手前どもはこれだけの用地に進出する企業というものは経済のサイクル、いわゆるサインカーブのサイクルにあまり影響しない世界を相手にする大きな企業という位置づけを想定のもとで誘致を考えておりますので、その誘致自体はですね多少企業を見つけるのが、名乗りを上げるのが遅れても、企業が名乗りをあげて、固めてからこの土地利用のフレームをさらに詳細をつめて工事に入るといって考えております。

【松山副会長】

この広大なところが今後どうなっていくかが想像つかないので、緑化などをどう考えていくか想像できないところに不安があるのですが、この審議の途中で決まってきて審議にかかってくるということなのですか。

【菊池会長】

これからのスケジュール的な話ですね。

【事業者】

先ほど2月くらいには誘致企業が決まるということ考えているというお話をさせていただ

いたところですが、今、先生からご指摘のとおり、また車田がお答えさせていただいたとおり、第一前提としては誘致企業が具体的に決まらなと、環境影響評価の準備書の作成に取り掛かれないと思っております。従って、2月の時点が6月、7月になるのかわかりませんが、決まらない限り準備書はお出しできないと。逆にいえば準備書の段階では10ページの工業用地、緑の一枚宅盤、これが準備書の段階ではある程度企業の名前が入った小割の宅盤になって、具体的に緑化計画、それから防災計画等が具体化してくるかと思ます。今の段階で想定でもいいから絵を描いたらどうかという意見もあったのですけれども、それをしてしまうと今度は誘致をお考えいただく企業さんに対する締め付けにもなってしまう、ちょっとまずいという意見もございまして、今回はこのような形にさせていただいております。準備書の段階では繰り返してはごさいますけれども具体的に入れさせていただきたいと思っております。

【菊池会長】

よろしいでしょうか。今回は方法書ですので、次に環境調査を一年間なり始めなくてはけませんので、今回は影響評価を行っていくための方法という段階ですのでご理解いただきたいと思ます。他に何かございませか。

【由井委員】

手続き上のことなのですが、この方法書は事業として検討しているわけなのですが、昔どこかの工業団地、小規模の工業団地の区画整理事業では将来どうい企業が来るのかをわからないところで審査したのですよね。今回はもし企業がきてそれがわかって審査するのであれば、施設の方の審査になるのではないのでしょうか。区画整理で平らにするところまでの審査なのか、それとも事業が決まって事業者がきて事業内容までアセスとして審査するところまで書いているのか、その辺がちょっとわからないのですが。

【菊池会長】

これは事務局の方からお答頂いた方がよろしいかと。

【事務局】

今回の事業は非常にレアなケースかと考えておりますけれども、この土地利用につきましては、比較的短い期間内で造成までこぎつけたいと、そのような計画でございませ。その短い期間の間にアセスもやり、具体的な企業誘致もその間に決まってくるというような特殊なケースでございませるので、ただ単に工場用地を造成してどこか知らない企業に誘致するというのではなく、アセス手続きの途中で、そういった企業が決まってきた準備書の段階で反映させるという流れで考えているようでございませるので、アセス上はどんな工場が張り付くかまでわかって上でやるのが一番大切かと思っております。そういったことで手続き上もそれを踏まえてより具体的な準備書、評価書ということで考えております。

【由井委員】

そうしますと事業者、中に入る企業が決まったとして、企業が例えば環境影響評価条例に関わる施設として何万m²以上の建物を造るとなるとは、この今回のアセスで審査終わっているから新しい建物が何万m²であろうとも審査はないということですね。

【事務局】

アセス条例上の事業区分は土地区画整理事業ということでございませ。土地区画整理事業で一

定規模以上であればアセスの該当要件になるということで、事業区分はそのまま変わらないのですけれども、中身は具体的にどんな工場が入るかによって公害質の調査、評価などに反映されるということです。

【由井委員】

ただ単にどんな大きさの工場を建てようとも新たなアセスは必要ないということですね。

【事務局】

そうです。あくまでもこの土地利用についてのアセスということになります。

【菊地会長】

工業団地として使われるという用途まで含めてのアセスですよ。それでその張り付いた工場が張り付いた後どのように変化していくのかというのは10年後、20年後、そこまで視野に入っているのでしょうか。

【事務局】

造成の途中で、造成に至るまでに、どこまで具体化するかというのはもちろん要素としてあるのでしょうけれども、少なくとも大枠は準備書の段階までには固まるかと思しますので、その計画の基にアセスをしていくというように考えてございます。

【事務局 小泉次長】

昔はアセスメントは土地の区画形状の変更、開発行為そのものの影響を見るということで、制度上も徹底されておりました、そういう意味では由井先生おっしゃったとおり、どの企業が来るかに関係なく団地造成を行っていたわけです。ただ最近はそのにどのようなものが来るかによって公害質なり、環境がどんどん変化するというようなことがございまして、実際上の運用では、具体性を求めるようになってきて、そちらの方を含めてどういう影響がでるのか、それを踏まえて踏み込んだ審査、アセスをやっていたかということになっていると思います。先生ご指摘の当初計画とその後の実際の立地、変更する場合も当然あるわけでございますので、当初計画と大幅に変更するときは基本的にはもう一度ご審議いただくという形が本来の形ではないかと思っております。ただ、事後アセス的なものについては、正直いうと制度化されておりませんので、事務局サイドにはその仕組みを、着工前に事前チェックすれば終わりということではなく、その後どういう風にして事後のチェックをきちんとしていくか、その仕組みをどうしていくかということを検討したいということを今の段階で考えております。

【菊地会長】

ありがとうございます。準備書の段階にはできるだけ具体的な計画が盛り込まれたようなところまで詰めていただいて、我々にもきちっとイメージが伝わるような形にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

他にございますか。

【根本委員】

8ページの土地利用現況図をみますと、農地が谷沿いにあるようなのですが、そこは今も耕作されているかどうかということと、転作中であればそれは確認させていただければと思います。

【事業者】

計画地の中に一軒民家がございます、8ページの右上から下にかけて田畑の判例がずっと北から南の方にありますが、一番上の方に一軒ございます。それから田畑の部分が現在耕作されているかどうかということでございますが、ほとんどが放棄されておりまして、ヨシ等に覆われております。それから76ページをご覧いただきたいのでございますが、生態系の類型区分図を示してございます。事業実施区域の現況について4区分にしてございますが、今お話いただきましたのは、この表の中の4番、谷底、平地、雑草地、ここで耕作地跡の一部に成立した畑地雑草群落が分布していると、こういうような表現をさせていただきながら、77ページで先ほど示しました部分がこのように谷底平地という高茎草地になってくるというのを示させていただいております。

【菊地会長】

よろしいですか。他に何か。

それでは、これで第2議題について質疑を終わりたいと思います。

先ほどと同じように意見等は事務局の方によろしくお願ひしたいと思ひます。

4 報告事項

(1) 虹の杜住宅団地造成事業事後調査報告書について

事務局説明(佐藤主査)(略)

質疑応答

【菊地会長】

この報告について、参考人の方に来ていただいておりますのでご紹介をお願いします。

【事務局】

それでは参考人をご紹介します。

事業者であります日本勤労者住宅協会に代わりまして手続きをしております、

日本勤労者住宅協会破産管財人 補助員、佐藤昭夫様です。

事後調査報告書の作成を担当しております、

株式会社宮城環境保全研究所、大柳雄彦様です。

【菊地会長】

よろしくお願ひします。それでは質問、ご意見等お願ひします。

【菊地会長】

この地区に関してはその後の計画はないのですね。

【事務局】

今のところは、出ておりません。

【由井委員】

ここは当時歩いたことがあるのですが、カタクリがあって、カタクリは移植の対象ではなかったのですか。

【参考人】

対象外になっております。

【由井委員】

サクラソウも無かったのですね。

【参考人】

サクラソウは出ておりません。

【菊地会長】

その他に何かございませんでしょうか。

【松山副会長】

こういう里山の広い空間をここまでやった事例というのは全国的には希少な報告書になるのではないですか。この開発行為があった時には住民の方たちもかなりバリアを張っていたと思うのですが、こういう状態に戻すということを公開する機会がこの事後調査報告にはあるのでしょうか。

【事務局】

今のところは、手続きに関して議事録等の公開はしますけれども、具体的な事例として紹介等の検討はしておりません。

【松山副会長】

周辺に住んでいる団地の方々にとっては、どういう方向で利用されてきたのかを知りたいという感じがいたします。

【北川委員】

先ほど、富谷町成田の方法書では航空写真がついていましたが、この報告書では航空写真が付いておりませんが、今、開発後の状態で回復しているとは言えない状態ですが。なぜ航空写真が付いてないのかと思ったのですが。

【菊地会長】

地形改変まではいかなかったのですよね。伐採までで。

【北川委員】

たぶん木を伐採しているので、土地が見えている状態だと思いますが。まだ緑に覆われてはいないですよね。

【菊地会長】

どの辺まで状況が変わって、どの辺まで回復しているのかという現在の状況を教えていただきたいのですが。

【参考人】

実際に伐採したのは168haのうち、29.5haの伐採をしております。伐根はいたしておりません。

それから各箇所には排水管を設けまして、箇所ごとに土砂止めのえん堤を作っております。

【斎藤委員】

何人かの先生方と造成する前に見学に行きまして、それから中止になった後、行って見ているのですね。その時に自然の回復力というか、細々した草とかは生えていますが、切られた木や削られた土はやっぱり自然の力で回復するには何十年何百年とかかるであろうと実感したので、一番怖いのは地震があったりした場合、自然の状態であればこのままであったのが、人間が手を加えたことによって災害が起きるといようなことが心配でありまして、開発はしたけれども元の

状態に戻りますということが周りの人達も知る権利があるという気はしたので、これ全部でなくともいいのですが、何らかの形で教えるということは住民にとっては必要ではないかと思ったのですが。

【松山副会長】

例えば、管理人の方で一年に一度航空写真を撮りますと、かなりの判読ができますので、そういうことで回復している程度というものが把握できると思います。

私達が見に行ったのはピオトープですが、山を剥いでこんなピオトープを作って何になるのかという感じで見てきたのですが。

【菊地会長】

それから、5年くらいは経っていますか。

やはり現在どのようになっているかというのは確認する必要がありますし、住民の方への説明も必要かと思います。

【事務局】

この報告書にも工事を中止した後に災害防止なり、植生の復旧そういった諸々の工事を計画しまして、先般、連帯保証人である大日本土木が実際に施工しているのですけれども、その完了報告書がでておりまして、来週の月曜日にその普及状況を含めた工事の完了検査について現地確認をすることにしております。その間に私たちも現場に行っております。既に工事中止から5年経っておりますので広葉樹の萌芽なり自然の治癒力は相当のものでして、たぶん先生方は中止後すぐに行かれたので荒廃状況を危惧されたかと思いますが、写真がたまたま新緑前で枯れている状況ですが、今は非常に青々としている状況ですので我々としてはかつてのような状況まではいきませんけれども、手をつけたところは人為的な植栽なり緑化等で緑が回復しておりますので今後の危惧はないかと思います。

【菊地会長】

現在のところこういう状況でございますが、他にご意見はございますか。

【根本委員】

代償生息地についてですが、毎年、生物層の調査をされているようなのですが、この場所はこうやってみると色々なものが生息しているようですが、この場所を選んだ背景は何かあったのでしょうか。

【参考人】

実は代償生息域は2か所計画しておりまして、1か所目がこの場所でございますが、丁度これが川の傍にありまして、かつて川の流れた後ではないかと思うのですが、そこを整備いたしまして、池を作りまして水路に繋いだという経緯があります。それから傍にアカツ林がございまして、ちょうどアカツ林の林床がヒメシャガ等の貴重種の生育地域であることから、隣接地に移植地域を設けましてやってきた経緯がございます。それで事業の実施に伴いまして、もともとこの池にはいなかった朴外ヅヨリなどもこの池に放したわけですが、それを取りまとめましてこういう報告の内容となっております。

【根本委員】

もともと良い場所であって、手を加えて持ち込んだということですね。

【参考人】

代償域としてここ以外に適当な場所がなかったものですから、ここに設定したということになります。

【根本委員】

それで今後はどのように管理されていくのですか。

【参考人】

安定した状況であれば、このままでいいのではないかと考えております。

【松山委員】

その場所を制度的に、人が草刈りをするとかそういうことではなくて、それも必要かもしれませんが、その場所は貴重なものを植えた場所であると、そういう代償生息域なのだということを知らせない方がいいのか悩みますけれども。

【参考人】

知らせなくてもすぐそばに団地がございますので。

【松山委員】

ここが代償生息域ということは知らないのですか。

【参考人】

柵は設けてありますが。立ち入り禁止の札が掛かっております。

【菊地会長】

ちょっと予定の時間を過ぎましたけれども、これでよろしいでしょうか。
参考人の方ありがとうございました。

(2) その他

【菊地会長】

それでは、その他ということで事務局の方から何かございますか。

【事務局】

それでは、事務局から連絡事項が3点ございます。

まず1つ目は意見の提出についてでございます。方法書2件ございましたが、こちらについてのご意見等につきましては、資料として配布しているFAX用紙、又はE-mail等で、11月21日金曜日までに事務局あて送付願います。

2つ目は次回の開催予定でございます。方法書の説明の中でも触れましたとおり1月下旬を予定しております。日程については、後日、調整をさせていただきたいと思っております。

3つ目は、マニュアル検討部会の開催についてでございます。現在、動植物・生態系分野のマニュアルの改定作業を進めているところでございますが、会長から斉藤千映美先生、根元先生、平吹先生、由井先生の4人のご指名をいただいたところでございますが、11月14日に1回目の検討部会を開催することとしておりますので、ご出席についてよろしくお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上です。

【菊地会長】

マニュアルの検討部会の先生方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは今日の議事はすべて終了することになりますが、何かございますか。

それでは、議長の役目を終わらせていただきます。

【司会】

どうも、ありがとうございました。

以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。長時間にわたって御審議頂き、誠にありがとうございました。